

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、介護保険関係事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理</p> <p>※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。</p> <p>地域支援事業に関する事務</p> <p>・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。</p> <p><介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務></p> <p>・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 総合窓口システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム) サービス検索・電子申請機能 申請管理システム 介護情報基盤</p>

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル
 介護保険料賦課ファイル
 介護受給者台帳ファイル
 介護個人番号異動連絡票ファイル
 介護特別徴収対象者情報ファイル
 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表100項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第50条</p> <p>番号法19条6号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 131、132の項</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第二条 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部介護保険課介護保険係
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部介護保険課介護保険係 0289-63-2283
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護に関する送付物の封入作業において、手順は決められており最終的なチェックを職員が行っているため。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>介護給付に関する個人情報を受け渡す際は、上司の許可を取り暗号化された専用のUSBを使用して行うため。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年1月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/法令上の関係/■情報提供の範囲	■情報提供の範囲 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、50の2、58、61、62、80、81、87、104、97、108、109、120の項 注1に開示(総務省令第七号、第6条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第19条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第40条、第40条の2、第44条、第47条、第47条、第48条、第50条、第50条の2、第59条の3	■情報提供の範囲 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、50の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 注1に開示(総務省令第七号、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第19条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第40条、第40条の2、第44条、第47条、第48条、第50条、第50条の2、第59条の3	事後	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/法令上の関係の記載内容に修正点が見つかったため
令和9年1月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/法令上の関係/■情報提供の範囲	■情報提供の範囲 番号法第19条7号 ■情報提供の範囲 番号法第19条7号	■情報提供の範囲 番号法第19条8号 ■情報提供の範囲 番号法第19条8号	事後	法令改正による修正
令和9年1月21日	1. 関連情報 1. 2. 事務の概要	申請、届出等は、窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	申請、届出等は、窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	申請、届出等は、窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。
令和9年1月21日	1. 関連情報 1. ③システムの名称	サービス検索・電子申請機能	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和9年1月21日	1. 関連情報 1. ②事務の概要	発給者異動連絡票	個人番号異動連絡票	事後	記載内容に修正点が見つかったため
令和9年1月21日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務の概要 ③システムの名称	介護給付実績ファイル	介護個人番号異動連絡票ファイル	事後	記載内容に修正点が見つかったため
令和9年1月21日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務の概要 ③システムの名称	2. 事務の概要 申請、届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ③システムの名称 申請情報システムを追加	2. 事務の概要 申請、届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領する。 ③システムの名称 申請情報システムを追加	事後	その他の項目の変更であり事務の届出/公表が義務付けられない
令和9年1月21日	3. 個人番号の利用法令上の関係	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律三十一号法律第二十七号)(以下、番号法) 第8条第1項、別表第一の第1項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律三十一号法律第二十七号)(以下、番号法) 第8条第1項、別表第一の第1項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条	事前	
令和9年1月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2. 法令上の関係	■情報提供の範囲 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、50の2、58、61、62、80、81、87、104、97、108、109、120の項 注1に開示(総務省令第七号、第6条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第19条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第40条、第40条の2、第44条、第47条、第48条、第50条、第50条の2、第59条の3	■情報提供の範囲 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基つて利用可能な個人情報の提供に関する命令(令和六年十一月二十一日内閣府・総務省令第九号) 第二条 131、132の項	事前	
令和9年1月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報提供の範囲 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、50の2、58、61、62、80、81、87、104、97、108、109、120の項 注1に開示(総務省令第七号、第6条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第19条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第40条、第40条の2、第44条、第47条、第48条、第50条、第50条の2、第59条の3	■情報提供の範囲 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基つて利用可能な個人情報の提供に関する命令(令和六年十一月二十一日内閣府・総務省令第九号) 第二条 131、132の項	事前	
令和9年1月21日	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務の概要	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務の概要 2. 事務の概要	1. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務の概要 2. 事務の概要 3. 関係機関との連携 4. 関係機関との連携 5. 関係機関との連携 6. 関係機関との連携 7. 関係機関との連携 8. 関係機関との連携 9. 関係機関との連携 10. 関係機関との連携 11. 関係機関との連携 12. 関係機関との連携 13. 関係機関との連携 14. 関係機関との連携 15. 関係機関との連携 16. 関係機関との連携 17. 関係機関との連携 18. 関係機関との連携 19. 関係機関との連携 20. 関係機関との連携 21. 関係機関との連携 22. 関係機関との連携 23. 関係機関との連携 24. 関係機関との連携 25. 関係機関との連携 26. 関係機関との連携 27. 関係機関との連携 28. 関係機関との連携 29. 関係機関との連携 30. 関係機関との連携 31. 関係機関との連携 32. 関係機関との連携 33. 関係機関との連携 34. 関係機関との連携 35. 関係機関との連携 36. 関係機関との連携 37. 関係機関との連携 38. 関係機関との連携 39. 関係機関との連携 40. 関係機関との連携 41. 関係機関との連携 42. 関係機関との連携 43. 関係機関との連携 44. 関係機関との連携 45. 関係機関との連携 46. 関係機関との連携 47. 関係機関との連携 48. 関係機関との連携 49. 関係機関との連携 50. 関係機関との連携 51. 関係機関との連携 52. 関係機関との連携 53. 関係機関との連携 54. 関係機関との連携 55. 関係機関との連携 56. 関係機関との連携 57. 関係機関との連携 58. 関係機関との連携 59. 関係機関との連携 60. 関係機関との連携 61. 関係機関との連携 62. 関係機関との連携 63. 関係機関との連携 64. 関係機関との連携 65. 関係機関との連携 66. 関係機関との連携 67. 関係機関との連携 68. 関係機関との連携 69. 関係機関との連携 70. 関係機関との連携 71. 関係機関との連携 72. 関係機関との連携 73. 関係機関との連携 74. 関係機関との連携 75. 関係機関との連携 76. 関係機関との連携 77. 関係機関との連携 78. 関係機関との連携 79. 関係機関との連携 80. 関係機関との連携 81. 関係機関との連携 82. 関係機関との連携 83. 関係機関との連携 84. 関係機関との連携 85. 関係機関との連携 86. 関係機関との連携 87. 関係機関との連携 88. 関係機関との連携 89. 関係機関との連携 90. 関係機関との連携 91. 関係機関との連携 92. 関係機関との連携 93. 関係機関との連携 94. 関係機関との連携 95. 関係機関との連携 96. 関係機関との連携 97. 関係機関との連携 98. 関係機関との連携 99. 関係機関との連携 100. 関係機関との連携	事前	
令和9年1月21日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務の概要	介護給付実績 を追加	介護給付実績 を追加	事前	
令和9年1月21日	3. 個人番号の利用法令上の関係	以下の記載を追加 番号法19条6号	以下の記載を追加 番号法19条6号	事前	